

## ブロック塀等撤去補助事業

### 【補助対象のブロック塀等】

次の全ての要件を満たすもの。

- ・ 建築基準法第42条に規定する道路に沿って設置されているものであること。
- ・ 道路又は地表面から当該ブロック塀等の上端部までの垂直距離が1.2メートルを超え、かつ、その設置されている水平距離が1メートルを超えるものであること。
- ・ 地震により倒壊するおそれが高く、補助金の交付の申請後に市が行うブロック塀の点検のチェックポイント（建築物の既設の塀の安全点検について（平成30年6月21日付け国住指第1130号）別紙1）による点検の結果、危険性が確認されるものであること。
- ・ 建築基準法の規定に違反していないものであること。

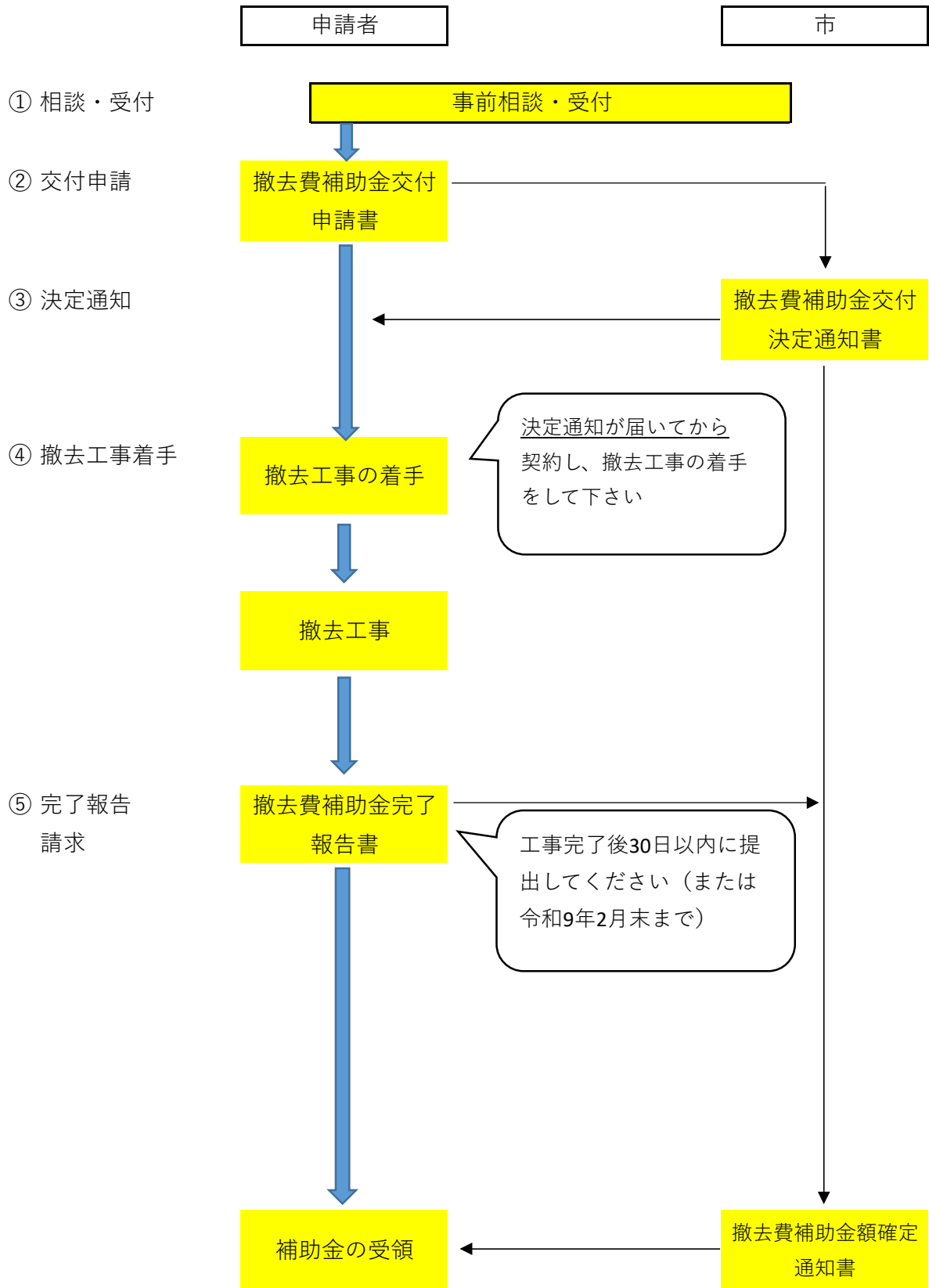
※ブロック塀等：コンクリートブロック塀、石塀その他これらに類する組積造の塀をいう。

### 【対象者】

- ・ 当該ブロック塀等が補助対象のものであり、かつ、自らが所有するものであること。
- ・ 本人と世帯に属する全員が市区町村税を滞納していないこと。

### 注意

- ・ 補助金は、一団の土地に対して1回に限り、交付します
- ・ 市の予算の範囲内での受付となります
- ・ 補助金交付決定通知書が届いてから契約し、撤去の工事着手してください



- ① 相談・受付（市役所7階建築指導課窓口にて）  
申請者本人の他、代理人も可（電話での受付行っておりません）  
撤去するブロック塀等の写真をご用意ください
- ② 交付申請  
必要書類を添えて、建築指導課に提出  
受付期間 令和8年4月16日(木)～令和8年10月30日(金)  
必要書類 (1)太田市ブロック塀等撤去費補助金交付申請書（様式第1号）  
(2)撤去するブロック塀等の設置場所付近の見取図並びに撤去する  
ブロック塀等の配置図、平面図及び立面図  
(3)ブロック塀等の撤去に要する費用の見積書等の写し  
(4)ブロック塀等の設置状況が確認できる写真  
(5)市税等完納照合票（様式第2号）又は市区町村税等に滞納がないことを  
証する書類
- ③ 決定通知 郵便でお送りします  
決定通知が届いてから契約し、工事着手してください
- ④ 工事着手 決定通知が届いてから行ってください
- ⑤ 完了報告、請求  
必要書類を添えて、工事完了後30日以内に提出してください  
必要書類 (1)太田市ブロック塀等撤去費補助金完了報告書（様式第7号）  
(2)ブロック塀等の撤去に要した費用の領収書の写し  
(3)ブロック塀等の撤去前及び撤去後の状況が確認できる写真  
(撤去したブロック塀等の状況が把握できるもの)  
(4)補助金支払請求書（様式第8号）